

I 管内学校教育の基本方針と重点

1 基本方針

幼稚園においては、幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期とし、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、計画的な環境構成を通じて、幼児に「生きる力」の基礎を培う教育活動の推進に努める。

小・中学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現し、子供たちの未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するための教育活動の推進に努める。

2 幼児教育の重点

1 幼児期の発達の特徴を踏まえた教育課程の編成と、創意と工夫に満ちた特色ある園経営

- 幼児の発達や家庭・地域の実態を的確に把握し、園の教育課題を踏まえた教育目標の設定と組織的・協働的な教育活動の推進
- ねらいが明確で、幼児の思いを大切にし、多様な体験活動を位置付けた指導計画の作成・実施
- 教員の専門的な資質と能力を高める計画的な園内研修の推進
- 園内外の事故防止と緊急事態に対応した「危機管理マニュアル」の整備と安全管理体制の確立
- カリキュラム・マネジメントを関連付けた園評価による「開かれた園づくり」の推進

2 一人一人の幼児の特性に応じた指導の充実

- 幼児の行動内面と行動を共感的に理解し、一人一人の特性に応じた指導・援助
- 地域の自然や人々、文化、行事などに積極的に触れる豊かな体験活動の工夫と、主体的な遊びや行動を促す環境構成
- 身近な人々との交流体験を通じた、規範意識や道徳性の芽生えの養成
- 特別な配慮を必要とする幼児の「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と適切な支援
- 幼児一人一人を「チーム保育」で育てる指導体制の構築
- 幼児理解による評価と累積した記録に基づいた保育の工夫・改善

3 家庭や地域、保幼小との連携の推進と小学校教育への円滑な接続

- 家庭や地域との連携による、「はやね・はやおき・あさごはん」などの基本的な生活習慣の定着
- 保護者との情報交換や保護者と幼児が触れ合う場の設定などによる、保護者の幼児期教育の理解
- 専門機関と連携による特別な配慮を必要とする幼児への適切な支援と、園の相談・支援体制の充実
- 幼小の情報交換や相互参観、合同研修などを通じた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解と共有
- 子供の発達や幼小の学びの連続性を踏まえた、アプローチカリキュラムの作成と改善

3 小・中学校教育の重点

1 感性豊かな心とたくましい心身の育成

(1) 志教育の一層の推進と道德教育の充実

- 学校や地域の特色を生かした取組を通して、自らの生き方について主体的な探求を促す志教育の推進
- 道德科を要とし、各教科等の特質に応じて児童生徒の発達の段階を考慮し、教育活動全体を通じた道德教育の充実

(2) 健康で安全な生活を営む指導の充実

- 児童生徒の体力・運動能力や健康状態を的確に把握し、体育や食育の日常的な指導の充実
- 安全・安心な学習環境の整備に努めるとともに、児童生徒の発達の段階に応じた系統的な防災教育の推進

(3) 郷土に誇りを持ち、地域の創り手となる教育の推進

- 地域資源を活用したふるさと学習や体験活動など、郷土愛を育み、地域と連携した取組の推進

2 確かな学力の育成

(1) 教員の教科等指導力の向上

- 教員一人一人の「単元構想力」や「授業実践力」など指導力の向上を図るため、協働による授業づくりの一層の推進
- 児童生徒の実態を適切に捉え、授業のねらいの明確化と振り返り活動の充実及び指導と評価の一体化を踏まえた評価方法の工夫改善を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- 各教科等の特質やねらいに応じ、ICT機器を日常的に有効活用した学習指導

(2) 学習習慣の定着と主体的に学ぶ態度の育成

- 授業改善と共に、家庭学習の内容を吟味し、授業と家庭学習のサイクルを確立することで学習内容の確実な定着を図るとともに、主体的に学習しようとする態度の育成

(3) 実践的な指導力の高める研修の推進

- 「令和の日本型学校教育の構築」を意識した校内研修の充実
- 「学びのDX」を踏まえ、主体的にICT機器を活用した研修の充実

3 家庭・地域と連携・協働した誰一人取り残さない学校づくりの推進

(1) 魅力ある行きたくなる学校づくりの推進

- あらゆる機会を捉えた児童生徒理解と豊かな人間関係の確立を図るとともに、居場所づくりと絆づくりを大切に魅力ある行きたくなる学校づくりの推進
- 教育相談体制を充実させ、児童生徒の心のケアやいじめ・不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応など、家庭、地域、民間の関係機関等と連携し、組織的・計画的な取組の充実

(2) 一人一人の教育的ニーズへの対応

- 障害の有無によらず、多様な個性を持つ全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場を構築するとともに、きめ細やかな教育の展開

(3) 児童生徒の実態を踏まえ、家庭・地域・学校が連携・協働した教育活動の推進

- 家庭・地域と学校が連携・協働の下、持続可能な社会づくりの担い手の育成を目指し、地域素材や人材を活用した教育活動の展開とその継続・発展

(4) 保幼小・小・中・中・高連携の推進

- 相互の授業参観や協働による授業実践、情報交換等を積極的に行い、異校種の指導内容や指導方法について相互理解を深め、学びの系統性や発達の段階に配慮した指導の充実と学びの土台づくりの推進

4

各種教育の重点

(1) みやぎの志教育

① 保幼・小・中・高等学校を通じた志教育の推進

- ・ 教育活動全体を通じて、学ぶ意欲や将来の生き方を主体的に考える態度を育むことを意識した取組を一層推進する。
- ・ 志教育の3つの視点「かかわる」「もとめる」「はたす」に基づき、発達の段階に応じた系統的な教育を推進し、幼児期から学ぶ意欲の源となる志を育てる。
- ・ 保幼・小・中・高等学校・特別支援学校における取組の共有やキャリアパスポートの継続的な活用を図ること、及び家庭・地域との連携を密にすることを通して、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めることができる児童生徒を育成する。

② 「志教育」年間指導計画の改善と振り返りの充実

- ・ 各教科等との関連性を踏まえ、志教育のねらいに基づき、身に付けさせたい資質・能力を明示し、横断的・総合的カリキュラムの実践を一層充実させる。
- ・ 体験活動や各教科等の学習を通して、自己の成長を可視化して実感できるよう、児童生徒の振り返りの工夫・充実に努める。
- ・ 「みやぎの先人集『未来への架け橋』」及びDVD資料、「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」の積極的な活用を図る。

③ 家庭・地域との連携

- ・ 学校だよりを始めとする各種通信や学校ホームページ、懇談会等を通して、志教育の活動状況や学習の成果を適切に伝え、志教育に対する一層の理解と協力を得ながら推進する。
- ・ 児童生徒が自分の住む地域のよさを知り、地域の方々への感謝の気持ちや地域のために貢献しようとする思いを育むために、地域との連携を一層重視して取り組む。
- ・ 児童生徒が自己の在り方生き方を考えさせるためにPBL型志教育を意識し、地域の企業や公的機関等における職場体験活動、専門家や先輩から話を聞くなどの様々な活動を各教科等の学習と関連付け、協働的な学びを効果的に取り入れる。

(2) いじめ防止のために

① 未然防止のための学校づくり

- ・ いじめ防止につながる発達支持的生徒指導として、全ての児童生徒を対象に人権教育や市民性教育を通じ、多様性を認め、他者を尊重し、互いに理解しようと努め、人権を大切にする人に育つよう働きかける。
- ・ 全ての児童生徒を対象にし、道徳科や学級活動等においていじめ防止対策推進法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに、いじめをしない態度や能力を身に付けるための取組を行う。
- ・ 学級担任等がいじめられる側を絶対に守るという意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を継続し、学級への安心感を育むことで学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。
- ・ 児童生徒間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ・ 保幼小連携、小中連携、中高連携、異年齢集団による交流を通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感させることで自己信頼感や自己有用感を高める取組を推進する。
- ・ スクールロイヤーによるいじめ予防教室の開催を通して、児童生徒へのいじめに対する理解を深める。

② 早期発見・早期対応

- ・ 児童生徒の小さな変化やSOSを見逃さないようにアンテナを高く保ち、児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努める。
- ・ 「SOSの出し方に関する教育」については、子供自身が心の危機（変化）に気づき、信頼できる大人に相談できる力を育てていく。また、子供が安心してSOSを出すことのできる環境整備や教育相談の充実に努める。
- ・ アンケート実施後には速やかな内容確認とダブルチェックを行い、いじめに関係すると思われる内容が見出された際には時を置かずに対応する。
- ・ 予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を行う。同時に学校いじめ対策組織へ状況を報告し、丁寧な事実確認とアセスメントに基づき、いじめ解消に向けた適切な対応を組織的に進める。

③ 適切な対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見したり、いじめを認知したりした場合は、一人で抱え込まず学校内で迅速に情報を共有し、いじめ対策組織で対応する。
- ・ 児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、いじめの疑いとして認知する。また、いじめられた児童生徒の心情を受け止め、「嫌な思い」をしたことをいじめとして認知する「積極的な認知」により一層努める。
- ・ いじめを把握したら、被害者保護を最優先し、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解

し、一緒に解決を志向するとともに心のケアを行う。

- ・ 被害者のニーズを確認し、危機を一緒に凌いでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保、加害者や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させる。
- ・ 加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪悪感を抱き被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えられるように働きかけるなどして、加害者への指導と加害者と被害者の関係修復を図る。
- ・ いじめ解消の二条件（行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと）を満たしているかどうかを本人や保護者への面談などを通じて継続的に確認するとともに、解消後も日常的に指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行う。
- ・ いじめが起きた集団については、いじめが起きた事実を自分ごととして捉えさせ、いじめを生まない集団にしていくための心構えや取組について話し合う場を設定する。
- ・ 児童生徒からの聞き取り内容や保護者との対応等については、記録し保管する。
- ・ SNS等のインターネット上の不適切な書き込み等を確認した場合は、速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・ 「法におけるいじめの定義」「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒・保護者・地域に丁寧に説明する。
- ・ いじめの対応としてスクールロイヤーの活用を推進する（初期の段階での相談により効果が期待される）。

④ いじめ防止の体制づくり等

- ・ いじめ対策・不登校支援担当者や生徒指導担当者を中心として、組織的に経過観察の計画を立てるなど、定期的な面談や安全確保対策を講じ、全職員で見守る体制を構築し役割を確認する。
- ・ 全教職員が参加して「学校いじめ防止基本方針」の点検及び見直しを行う。
- ・ 全ての教職員の認識の共有と行動の一元化を図るとともに、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を充実させる。
- ・ いじめの認知状況や自校の「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページ等で公表し、地域や家庭と組織的に連携・協働する体制を構築する。また、いじめ認知ゼロの学校は、児童生徒・保護者に公表し、検証を仰ぎ、認知漏れがないかを確認する。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関（警察・児童相談所・医療機関・法務局等）と適切に連携する。
- ・ 「宮城県いじめ防止対策推進条例」の一層の理解を図る。

(3) 不登校児童生徒の支援のために

① 不登校を生まない学校づくり

- ・ 豊かな人間関係づくりの推進、個に応じた指導の充実を図るとともに、学校と家庭、地域との連携、協働体制を構築し、全ての児童生徒にとって魅力ある・行きたくなる学校づくりに努める。

- ・ いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動への毅然とした対応を行う。また、教職員による体罰や暴力、不適切な言動や指導は許されない。
- ・ 児童生徒を認め、ほめること、自己有用感や自己肯定感、共感的な人間関係を育成することなどを通して、互いを思いやり存在を認め合える学級をつくる。

② 効果的な支援

- ・ 不登校児童生徒の支援においては、校長のリーダーシップの下、教員だけでなく様々な専門スタッフと連携協力し、いじめ対応・不登校支援担当者を中心とした組織的な支援体制を整えることが必要である。予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援を行うようにする。
- ・ 不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任のみならず、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の視点を取り入れたアセスメントにより支援策を策定する。その際は、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして「不登校支援シート」等を作成する。
- ・ アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関で支援計画を共有する。
- ・ 児童生徒に欠席が続いたときには、電話だけでなく家庭訪問を行うことも必要になる。家庭訪問を行う際には、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し、適切な家庭訪問を行う。必要に応じて、関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者サポートも視野に入れた家庭教育支援を活用する。なお、児童生徒の安否が確認できない場合などには、市町又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど適切な対処が必要である。
- ・ 不登校児童生徒が、気仙沼市サポートセンター、南三陸町教育支援センター、フリースクール等民間施設の学校外の施設において指導を受けている場合には、学校はその機関等と学習状況等について状況を把握する必要がある。そして、学校が把握した学習の計画や内容が教育課程に照らし合わせて適切だと判断される場合は、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入することが求められる。また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に伝えることで、児童生徒の学習意欲に応え、自立支援につなげられるようにする。
- ・ 欠席している児童生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気では迎えるとともに、別室等を活用し児童生徒の状況に応じた居場所づくりや支援について配慮する。

③ 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

- ・ 不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、気仙沼市サポートセンター、南三陸町教育支援センター、フリースクール等民間施設やICTを活用した学習支援など、多様な学習機会を確保する。(一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いにすることができる。)

※参考「不登校児童生徒の支援の在り方について」



※参考「不登校児童生徒の支援の在り方について（別記1）」
（R元．10．25文科省）



④ 不登校児童生徒のアセスメント（見立て）と支援

- ・ 不登校の要因や背景が、多様化・複雑化しており、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが重要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図りながら、的確にアセスメントを行うとともに、ケース会議等を実施し、組織的・計画的な対応を行う。

- ・ 異校種間の情報交換の機会や方法を明確に設定し、小・中申し送り個票や中・高申し送り個票を活用し、引継ぎ等を確実に行う。

※参考「不登校児童生徒への支援の在り方について」（R3.8 県教委）



- ・ 年度当初に児童生徒の前年度の欠席状況等を前担任や不登校支援個票等から情報収集し、支援体制を確認する。特に中学校入学時には、小・中申し送り個票や小・中連絡会の記録に基づいて支援計画を立てることが重要である。

- ・ 本人の課題、学校の課題、家庭の課題など多様な視点からアセスメントを行い、対応策を検討する。

- ・ 「相手の気持ちを読むことができない」「感情をコントロールすることが苦手」などの特性がある不登校児童生徒については、必要な配慮を学校全体で検討し、適切に働きかける。

⑤ 不登校のきっかけの一つとしていじめが疑われる場合の対応

- ・ 「不登校の要因が複雑であり、いじめとの因果関係が認められない場合であっても、きっかけの一つとしていじめが疑われる場合」、「児童生徒の保護者から重大事態の訴えがあった場合」は、速やかに重大事態として教育委員会に報告し、調査を開始する。

- ・ 重大事態の事案は、保護者が調査を望まない場合でも組織を立ち上げ、調査する。

- ・ 加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

※参考「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（H29.3 文科省）



⑥ その他の留意事項

- ・ 震災の影響があると思われる不登校の児童生徒がいることから、家庭環境や生活環境等の変化を注意深く見ていくことが必要である。

- ・ 家庭訪問を行うに当たっては、目的・意図を明確にして行い、共に考えていく協力者としての姿勢で臨む。聴き上手となることを心掛け、保護者支援の充実を図る。

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、気仙沼市教育サポートセンター、南三陸町教育支援センター、東部教育事務所心のサポート班、児童相談所、市町保健福祉部局、医療機関、フリースクール等民間施設等、連携の対象となる専門機関等の機能や役割について、より一層の理解を図る。

(4) 学ぶ土台づくり



宮城県幼児教育推進指針

「みやぎの学ぶ土台づくり」

① 「学ぶ土台づくり」の意義の理解と推進

- ・ 幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く時期と捉え、幼児教育の一層の充実を図る。
- ・ 「学ぶ土台づくり」圏域別親の学び研修会の講話やワークショップ等を通して、宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」に掲げる「4つの基本方向」を保護者、教育現場と地域の関係機関で共有し、基本方向達成に向けた施策を展開する。

② 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についての保幼・小間の情報交換を一層充実させ、学びの連続性を意識した保育や指導に生かしていくことが求められる。
- ・ 「生活をつなぐ」「人をつなぐ」「学びをつなぐ」の3つの視点に基づいた「保幼小接続期カリキュラム」の作成や見直し、実践に努める



資料1「接続期カリキュラムの実践に向けて」

③ 親になるための教育の推進

- ・ 宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」及び家庭教育推進事業の周知及び活用を積極的に図る。
- ・ 中・高生を対象として、学校教育をはじめ様々な場面で学ぶ機会を提供し、子を産み、育てるということの意義を適切に理解させるなど、「親になるための教育」の実践に努める。

④ 親自身の育ちの支援

- ・ 宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」～十人十色の子育て&親育ち～（参加型学習プログラム）（資料2参照）や家庭教育に関する出前講座等を活用しながら、今後も親自身の育ちを支援するよう努める。



資料2「親のみちしるべ」

⑤ 地域が一体となった豊かな体験活動による学びの促進

- ・ 子供が安心して思い切り遊び、体験活動に取り組むことができるように、地域資源・人材の活用やネットワークづくり等、地域が一体となって遊びや学びを支える環境づくりを進める。

(5) 学習指導・評価

① 「主体的、対話的で深い学び」を目指す単元構想と協働による授業づくり

ア 教育課程の適切な実施と単元計画の的確な構想

- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、育成すべき資質・能力を育む観点から教育課程を適切に編成するとともに、単元を通して身に付けさせたい資質・能力をしっかりと押さえて単元計画及び構想をする。
- ・ 授業の様子の見取りや学力・学習状況調査等の結果を活用するとともに、客観的データに基づく児童生徒の成果と課題を踏まえ、単元計画を構想する。

イ 協働による授業づくりの推進

- ・ 事前検討会では、単元全体で身に付けさせる資質・能力の明確化、児童生徒の適切な実態把握、指導の手立ての具体化に努める。
- ・ 事前検討会では、本時のねらいが達成されたか、授業記録を基に児童生徒の学び姿で検討する。また、「日常の授業に取り入れるための視点」を大切にして、成果と課題を次の実践に生かせるようにする。
- ・ 事後検討会では、本時のねらいが達成されたか、授業記録を基に児童生徒の学び姿で検討する。また、「日常の授業に取り入れるための視点」を大切にして、成果と課題を次の実践に生かせるようにする。
- ・ 担任間、教科担当教員間の共通理解を図り、情報交換等を大切にしながらか協働的に取り組む指導体制を確立する。

② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

ア 「個別最適な学び」の推進

【指導の個別化】

- ・ 児童生徒の特性や学習進度などに応じて基礎的・基本的な知識・技能等の確実な習得を目指し、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことで、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度を育成する。

【学習の個性化】

- ・ 児童生徒の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することによって、最適な学習を選択し取り組んだり、自己調整したりできるようにする。
- ・ 「総合的な学習の時間」においては、一人一人が自分の興味関心に基づいて学習テーマを選び、探究的に学べるようにする。

イ 「協働的な学び」の推進

- ・ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、「協働的な学び」を意図的に取り入れる。
- ・ 探究的な学習や体験活動等を通じ、児童生徒同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるよう、「協働的な学び」を充実させる。
- ・ 一人一人の良い点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出すようにする。

ウ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ・ 授業づくりに当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わさって実現することから、児童生徒の資質・能力育成のため、各教科等の特質に応じ、ICTを活用した新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れることで授業の効率化を図る。また、実現される新しい学習活動について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていく。

③ 学習習慣の指導と幼保小及び小中、中高連携の推進

ア 日常の望ましい学習習慣の指導

- ・ 学習の約束事については、児童生徒、家庭、教職員全体での共通理解の下に、一貫した指導を行う。
- ・ 小学校と中学校の接続を意識した学習習慣の定着を図るため、中学校区での共通理解に努める。家庭学習と授業の内容を関連させ、児童生徒に家庭学習の必要性和有効性を示すことにより定着を図る。

イ 校種間の相互理解と接続に留意した連携

- ・ 校種間で互いの指導内容や指導方法を学び合う機会を一層積極的に設ける。
- ・ 保幼小では持続可能な社会の創り手の育成に向け、5歳から小1を対象とした「架け橋期」の教育による学びや生活の基盤の保障に努める。
- ・ 小・中学校においては学習や活動の系統性を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた指導について共通理解をして実践に努める。
- ・ 中・高等学校においては、総合的な学習（探究）の時間や防災教育、志教育等において交流や協同学習を取り入れ、互いの学びのよさに触れる機会づくりに努める。

④ 指導と評価の一体化

ア 児童生徒の学習改善へ向けた評価の工夫

- ・ 児童生徒が自らの学習を振り返って、次の学習に向かうことができるような評価方法を工夫する。
- ・ 児童生徒一人一人の資質・能力をより確かに育む視点で評価を行い、効果的かつ効率的な評価の充実を図る。

イ 教師の指導改善へ向けた評価の工夫

- ・ 児童生徒一人一人の学習達成状況の適切な評価に努め、どういった力が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、学習指導の改善に生かす。
- ・ 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」の活用を図りつつ、評価規準や評価方法について教員同士で検討したり、評価に関する実践事例を蓄積したりすることを通して、評価に係る教員の力量の向上を図る。

ウ カリキュラム・マネジメントに資する評価の工夫

- ・ 学校が児童生徒や保護者に対して、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報をより積極的に提供することで、児童生徒や保護者との共通理解を図る。
- ・ 評価を学校全体で活用し、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る。

(6) 防災教育

東日本大震災の経験を踏まえ、安全担当主幹教諭及び防災主任を中心として「みやぎ学校安全基本指針（H24.10）と【補追版】（R3.4）」及び「第2次みやぎ学校安全推進計画（R4.10）」に基づき、さらには「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第1項目に基づき設定された「津波浸水域想定」や、「新たな学校防災体制構築に向けた『4つ』の方針」を踏まえ、学校・地域の状況に応じた防災教育計画の推進と更なる改善を図る。

※参考 みやぎ学校安全基本指針（H24.10）【補追版】（R3.4）
第2次みやぎ学校安全推進計画（R4.10）



① 発達の段階に応じた防災教育の推進

- ・ 児童生徒自らが、発達の段階に応じて、危険を予測し、回避できるようにするため、「身に付けさせたい5つの力と心」「後世に伝えたい8つの教訓」を意識した指導を行う。

【身に付けさせたい5つの力と心】

- 自らの身を守り乗り切る力(自助) ○知識を備え行動する力(自助)
- 地域の安全に貢献する心(共助・公助) ○安全な社会に立て直す力(共助・公助)
- 安全安心な社会づくりに貢献する心(公助)

【後世に伝えたい8つの教訓】

- (教訓1) 防災に対する日頃の教職員の共通理解・共通実践！
- (教訓2) これまでの避難訓練の見直し！
- (教訓3) 二次災害に対応した、避難場所（二次・三次）の設定・避難経路の確認！
- (教訓4) 状況に応じた安否確認マニュアルの設定！
- (教訓5) 保護者と引き渡しルールを事前に確認！
- (教訓6) 市町村部局と連携した、避難所運営マニュアルの整備及び避難所運営！
- (教訓7) 登下校中及び在宅時の避難対応の指導！
- (教訓8) 学校を中心とした専門家による心のケア！

- ・ みやぎ防災教育副読本「未来への絆」を、各教科等の年間指導計画に位置付け、活用の仕方を明記する。自らの命を守り、共に助け合い、生き抜くことができるように、主体的に考え、判断・行動し、進んで安全安心な社会づくりに参画することができる力を身に付けさせる。
- ・ 発達の段階に応じて危機理解、意思決定、行動選択の仕方や、危機予測、危機回避をする力が異なり、生命尊重への関わり方も変化していくことを考慮し、内容・方法の充実を図る。
- ・ 各教科等を含めた教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた計画的・継続的な指導により、防災意識の向上、災害対応力の強化を図る。

② 校内組織体制の整備

- ・ 各種研修等を通じ、防災教育の指導に関すること、児童生徒等の命を守る災害対応等について全教職員の資質・能力の向上を図る。
- ・ 「みやぎ学校防災ポータルサイト『みやぼう』」にある「学校防災マニュアル見直しの手引」や実践事例を参考に、地域の災害特性を十分に踏まえた避難訓練を実施、検証した上で、防災マニュアルの見直しと改善を図る。
- ・ 防災マニュアルに、管理職、防災担当者が不在の場合の責任者及び緊急時の対応、情報の連絡・共有、応急手当、心のケアなどを定め、全教職員に周知徹底する。

③ 教職員の共通理解と校内研修の充実

- ・ 災害発生時には「防災マニュアル」を基本としつつ、状況に応じた対応により、児童生徒等の安全確保及び応急手当を実施できるようにする。
- ・ 災害に関する情報、地域の災害特性及び危険個所、避難場所や避難経路について、職員会議や校内研修等を活用し、日常的に共通理解を図る。
- ・ 学校安全計画に校内研修を明確に位置付け、学校の立地状況や地域の実情に応じた内容について計画的に実施する。

④ 家庭、地域、関係機関と連携した取組

- ・ 地域と連携した防災体制を構築し、児童生徒の安全安心を確保するとともに、災害時の対応等を共有する。
- ・ 「地域学校安全委員会」等を設置し、日頃から関係者が連携を深め、児童生徒等及び地域の安全確保が円滑に行えるようにする。
- ・ 防災教育の活性化と充実を図るために、防災教育に関連する地域講師や施設等を積極的に活用する。
- ・ 市町及び中学校区単位で安全担当主幹教諭を中心に防災主任者会を開催する。同地区の県立学校の防災主任もメンバーに入れる。

みやぎ学校防災ポータルサイト『みやぼう』

「学校防災マニュアル見直しのための手引」や各学校で防災マニュアルの見直しを進めるための実践事例、マニュアル整備に係る様式などを掲載しています。また、実践事例は随時更新されます。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gakkou-azen-bousai/miyabou.html>



(7) 道徳教育

① 道徳教育の方針の明確化と全体計画

ア 校長の方針の明確化

- ・ 児童の道徳性に関わる実態、家庭や地域の期待を踏まえ、学校教育目標との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明示する。

イ 道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備

- ・ 校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実させるとともに、全教師が指導力を発揮し協力して道徳教育を展開できる体制を整える。

ウ 全体計画の作成と実施

- ・ 児童生徒、学校及び地域の実態を考慮し、学校の道徳教育の重点目標、各学年の重点目標を設定するとともに、それに関わる道徳科における内容項目の重点化を図る。
- ・ 全体計画には、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導の内容及び時期、家庭や地域との連携の方法を別葉にして加え、活用に努める。
- ・ 全体計画を評価する機会を設けて活用するとともに、改善に向けた体制を整える。

エ 各教科等における指導

- ・ 各教科等における特質に応じて、道徳の内容に係る事項を明確にし、別葉と関連させながら、学校独自の重点内容項目を踏まえて指導する。
- ・ 具体的な道徳的習慣や道徳的行為について指導を行う際は、児童生徒がそれらの意義を理解し、進んで適切な実践を自己選択できるような道徳性を養う。

② 豊かな体験活動の充実といじめの防止、家庭や地域社会との連携、評価

ア 学校や学級内の人間関係や環境整備、豊かな体験の充実

- ・ 教師と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係の構築に努める。
- ・ 校舎や教室の環境整備を図り、言語環境の充実に努める。
- ・ 学校の実情や児童生徒の実態を考慮した上で、社会体験や自然体験等の豊かな体験の積み重ねを通して児童の道徳性が養われるよう、指導の意図を明確にする。

イ いじめの防止

- ・ 児童生徒が主体的に向かわない態度や力を身に付けられるように、体験的な学びの機会を用意するとともに、とりわけ中学校では、生徒自身が主体的にいじめの問題解決に向けて行動できるよう、学級全体にいじめを許さない雰囲気が広がるよう努める。

ウ 家庭や地域との連携

- ・ 家庭や地域と児童生徒の道徳性を養う上での情報共有及び共通理解を図り、情報発信を積極的に行う。

エ 道徳教育における評価

- ・ 児童生徒の人間的な成長を見守り、児童生徒が自己のよりよい生き方を求めていく努力の姿を一人一人が個人内評価し、それらの成長を積極的に受け止め、勇気付けるよう努める。

(8) 心の教育

① 心の教育の充実

ア 道徳教育との関連

- ・ 学校の道徳教育全体計画に示された重点内容項目を全教職員で共通理解し、各教科等の学習との関連を図りながら、児童生徒の道徳性の育成に努める。
- ・ 道徳科を道徳教育の要として、児童生徒の道徳的価値の理解を基に、物事を多面的、多角的に考えさせ、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・ 「みやぎの先人集『未来への架け橋』」の積極的な活用を通して、先人の生き方を理解し、郷土や国を愛する心を育てる。
- ・ 自然体験や社会体験、学校行事等の直接的な体験、資料などから得る気付きや学びを生かし、道徳的価値について考え、議論するような授業の展開を工夫する。

イ 人権教育との関連・心のケア

- ・ 様々な偏見や差別をなくし、思いやりの気持ちを持ち、互いに助け合って生活しようとする態度を育成する。
- ・ 基本的人権を大切にした学級生活の環境整備、望ましい集団づくり、一人一人の児童生徒の多様性に配慮した学年・学級経営及び生徒指導に努める。
- ・ 必要に応じて児童生徒の心の回復、健全な成長のための継続的な心のケアを行う。

② 豊かな心を育むための活動の充実、家庭及び地域との連携

ア 生命を大切に作る心・思いやりや共生の心を育む活動

- ・ 生命をかけがえのないものであることを取り上げる機会を設ける。
- ・ SCや専門機関と連携し、「SOSの出し方に関する教育」を年1回以上実施する。
- ・ 一人一人が尊重され、認められる集団づくりを心掛けるとともに、児童生徒が互いに認め合う活動や、人権について考える機会を設ける。

イ 特別活動等を生かした活動・感性を磨く活動、コミュニケーション能力の育成

- ・ 集団宿泊活動等を通し、基本的な生活習慣や社会生活上の決まりを身に付けさせ、善悪を判断し行動することができるようにする。
- ・ 音楽会や作品展等、各種文化的活動への参加を促し、感性を磨く活動を取り入れる。
- ・ 職場見学や職場体験学習等を通し、人間としての生き方について自覚させる。
- ・ 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成するために、言語活動を充実させ、コミュニケーション能力の育成に努める。

ウ 家庭及び地域との連携

- ・ 学校教育活動への地域住民の参加協力を積極的に促し、学校や家庭、地域とが連携して児童生徒の道徳性を養う等の活動を展開するよう努める。

(9) 生徒指導

① チーム学校による生徒指導体制の構築

ア 校内指導体制

- ・ 「生徒指導提要」(R 4. 1 2)を参考に児童生徒理解の在り方、指導及び支援の在り方、生徒指導の方針、関係機関等の連携の在り方等について明確化・具体化し、学校関係者が一丸となって児童生徒の指導・支援ができる校内体制の一層の充実を図る。
- ・ いじめ対策・不登校支援担当者を中心に学校全体で組織的・機能的に、心のケア、不登校児童生徒支援、問題行動等への対応を適切に行う。

イ 教育相談体制

- ・ 児童生徒や保護者が速やかに相談できる体制を整えるとともに、事務所専門カウンセラーや相談機関の積極的な活用を図る。
- ・ 心のケアを必要としていたり、悩みや不安を抱えていたりする児童生徒の支援に当たっては、専門家によるアセスメントの下、助言を得ながら支援を行う。

② 発達支持的生徒指導の推進

ア 自己指導能力の育成

- ・ 多様な教育活動を通して、主体的に課題に挑戦したり、他者と協働して創意工夫をしたりすることの重要性を実感できるように努める。
- ・ 各教科等においては「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、主体的な学習が展開されるよう努める。
- ・ 困難を克服して目的を達成したり、他者から認められたりする体験等を通して、自己有用感や自己存在感を味わわせる。

イ 学校と専門家・関係機関等との連携強化

- ・ 生徒指導委員会等を通して、学校の教育方針や生徒指導に関する情報等を共有し、理解と協力を得ながら児童生徒の指導に当たる。
- ・ 保幼小、小中、中高の連携を強化し、児童生徒一人一人に応じた指導を工夫することで、接続期の環境変化への不応や戸惑いの解消に努める。

③ いじめ対応・不登校児童生徒等支援

- ・ いじめや不登校は、どの学校でも、どの子供にも起こり得ることとして捉え、担当者を中心とした教職員間の綿密な情報交換や共通理解を基盤として、学校全体で組織的に取り組める体制を構築し、未然防止教育、早期発見・早期対応に適切に取り組む。

(10) 体力向上と健康・安全教育

① 学校における体力向上

ア 体力向上の取組を実施するに当たって

- ・ 学校の教育活動全体を通じて適切に体力向上が図れるようにし、常にその活動について工夫改善に努める（体力・運動能力向上センター事業の活用）。
- ・ 家庭、地域社会が連携し、組織的に児童生徒の体力向上の取組を推進する。

イ 体力向上に向けた取組の推進

○学校全体としての取組

- ・ 児童生徒の体力・運動能力に関する課題を明確にする。
- ・ 日常の運動機会の創出など課題解決に向けた対策を共有し、実践する。
- ・ 「体力・運動能力センター事業」、「Web 運動広場」、「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」等、体力向上に向けた取組の推進を図る。

○学校体育の一層の充実

- ・ 体育科・保健体育科の時間を通して児童生徒が運動の楽しさを味わい、運動に対する意欲が高まるように指導し、体力向上に向けた取組を行う。
- ・ 「体力・運動能力調査記録カード」を活用し、発達の段階に応じた目標を設定し、体力・運動能力の向上に向けた取組の充実と意識の向上を図る。
- ・ 「体力・運動能力向上調査報告書」「体力・運動能力向上のための実践事例」を活用し、自校の課題を明確にして、教育活動全体を通して体力向上に取り組む。

○家庭・地域との連携

- ・ 家庭や地域において児童生徒が自発的・主体的に運動・スポーツに親しむ態度や実践する資質能力を育てるため、体育の課題等を通じた運動機会の創出を図る。
- ・ 児童生徒の健康や体力・運動能力の重要性について、家庭・地域に啓発を図る。

○学校及び地域の体育施設等の整備充実と活用

- ・ 体育施設等の点検整備を図り、安心して運動やスポーツが行える環境を整える。

② 学校保健

ア 学校保健計画の改善と保護者や地域との連携

- ・ 児童生徒の直面する健康課題を改善するために、保健主事を中心として学校保健計画を見直し、全校体制で取り組む。また、校医等の助言を受け、取組の改善に努める。
- ・ 保健教育の推進においては、教育課程全体を通して教科等横断的な指導を行う。

イ 心身の健康に関する今日的課題に対する指導の充実

- ・ 基本的な生活習慣の乱れ、心の健康、性に関する課題、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する問題、生活習慣病、アレルギー性疾患、感染症、肥満、う歯、視力低下等、児童生徒が直面している健康課題の改善に向けて児童生徒の発達の段階に配慮しながら、養護教諭を中心とした全校体制での教育活動に努める。
- ・ 薬物乱用防止教室を年間計画に位置付けるなど薬物乱用防止教育の充実を図り、薬

物に対する知識だけではなく、規範意識を身に付けさせる観点での指導に努める。

- ・ 感染症やアレルギーに対応した校内体制づくりや校内研修が一層必要である。

ウ 定期健康診断における事後措置の徹底及び健康観察、保健指導の充実

- ・ 児童生徒の心身の健康の保持増進を期し効果的な保健教育の充実を図るため、定期健康診断の事後指導・事後措置の徹底、日常の健康観察、適切な保健指導により、児童生徒の健康の保持増進に努める。
- ・ 学校保健委員会の組織活動の活性化に努めるとともに、必要に応じて地域の関係機関等との連携を図る。

③ 学校安全

ア 学校安全計画の策定と実施

- ・ 学校保健安全法第 27 条に基づき、「みやぎ学校安全基本指針」等を踏まえ、学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた児童生徒等の学校生活、その他日常生活における安全に関する指導事項について、学校の実態に応じた学校安全計画を策定し、取組を進める。
- ・ 「みやぎ学校安全基本指針、【補追版】」及び「第 2 次みやぎ学校安全推進計画」を基に、災害安全、交通安全、生活安全の 3 領域における安全教育の計画の作成や改善を図り、指導と安全管理を一体的に推進する。

イ 危険等発生時対処要領（マニュアル）の見直し

- ・ 各学校の実状の変化に応じ、防災マニュアルの見直しと周知を図る。その際、リスク・マネジメント及びクライシス・マネジメントの両面で、フロー図等の活用を図ることで、時系列や役割等を明確にする。
- ・ マニュアルの検証・改善は、保護者や地域住民の視点も考慮し、地域の事故等の事例を収集・分析しながら実施する。

ウ 地域や関係機関と連携した安全管理と安全に関する自己管理能力の育成

- ・ 諸行事等との関連を図りながら、通学路等での防犯や災害発生時の対応について、地域や関係機関との連携を進める。
- ・ 地域・関係機関との連携を一層進め、学校以外の環境でも、児童生徒が適切な情報収集や危険予測など、安全に関する資質・能力を確実に身に付けることができるようにする。

エ 安全点検と事後措置の徹底

- ・ 日常業務の中に点検の視点を組み込み、施設・設備及び通学路等の安全点検に五感を使って実施し、危険箇所の明示・修繕等の事後措置を徹底する。
- ・ 自校の課題を抽出し、災害安全上、交通安全上、生活安全上、どのような事件・事故・災害等のリスクが想定されるのか、自校の課題を分析し、より一層の安全点検の充実に努める。

④ 食に関する指導

ア 食に関する指導に係る全体計画の見直し及び年間指導計画の作成と指導の充実

- ・ 第4期宮城県食育プラン（R3.3月策定）を受け、健全な食生活の実現を目指す。
- ・ 給食センターとの連携を年間計画に位置付け、学校給食での指導の充実を図る。
- ・ 食に関する指導を充実させるため、各教科等における年間計画の改善を図る。

イ 学校給食、各教科等を関連付けた指導

- ・ 学校給食の持つ教育的効果を引き出すために、栄養教諭等の専門性を生かしたり教科等の内容と関連させた指導を行ったりするなど、教職員間の連携に努める。
- ・ 食に関する正しい知識を習得し、自ら実践する力を身に付けさせるため、栄養教諭、地域の食育コーディネーターや食育ボランティア等の専門性を有した人材を積極的に活用した指導の充実を図る。

ウ 家庭や地域社会との連携

- ・ 県及び各市町との連携を図りながら、地域の特色を生かした食育を推進する。また、学校と家庭、地域が連携して取り組めるよう、食に関する指導について実践したことを、懇談会や各種通信等を通して積極的に発信する。

エ 個人対応

- ・ 学校給食においては、食物アレルギー、極端な偏食、肥満・痩身傾向、嚥（えん）下、機能障害、その他様々な個別対応が必要となる場合がある。校内の委員会組織等で安全性を最優先として十分に検討し決定するとともに、個別の相談等を行うなど、丁寧な対応に努める。

(11) 放射線等に関する指導

想定される学習

- ・ 国語科、社会科、理科、技術・家庭科、保健体育科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動における指導が考えられる。
- ・ 横断的な教育内容として環境教育、防災教育、健康教育、人権教育において取り扱う。
- ・ 時間については児童生徒の実態に応じて柔軟に設定するとともに、形態については、学級単位、学年単位など学習内容やねらいに応じたものになるように留意する。
- ・ 保護者会等で保護者への啓発に活用する。
- ・ 文部科学省発行の放射線副読本（文部科学省 HP でも閲覧可）を活用する。

※参考 放射線副読本（文科省）（R3 改訂、R4 一部修正）



(12) 進路指導

① 指導計画の作成と実施

- ・ 自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的・組織的に実施する。
- ・ 各教科等との関連や上級学校、社会との接続を意識して、より計画的・組織的な取組を展開するための指導計画の改善に努める。
- ・ 保護者や地域の人々、関係機関との連携を図りながら、進路指導に関する啓発的な体験活動を計画的・継続的に実施する。

② 進路学習の充実・指導に生かす評価の工夫

- ・ 様々な生き方や進路選択の可能性があることを理解させるとともに、自らの意思と責任で自己の生き方や進路を選択できるよう適切な指導・援助に努める。
- ・ 上級学校の説明会や学校見学、学校体験入学への参加を促すとともに、職場見学、職場体験等の積極的な実践に努める。
- ・ 適切な進路資料の収集と整備に努め、学校図書館や進路指導室などに進路情報コーナーを設置して効果的な活用が図られるようにする。
- ・ 児童生徒一人一人が目的意識を持ち、主体的に進路選択していけるようガイダンス機能の充実を図る学級活動等の指導を工夫する。
- ・ 「キャリア・パスポート」等を活用し、学校・家庭及び地域における学習や生活の見通しを立てて学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる。
- ・ 進路相談の計画的・継続的な実施に努め、児童生徒一人一人の進路に関する課題の把握と解決に向けた適切な支援に努める。
- ・ 主体的に進路を選択する態度や進路選択決定の能力についての評価を定期的に行い、指導計画や指導の具体的な改善を図る。
- ・ 自己評価や相互評価を活用して、児童生徒が主体的に学習活動や学習方法を見直すことができるように工夫し、指導と評価の一体化を図る。

(13) 情報教育

① 情報活用能力を育成する教育課程の編成

- ・ 1人1台端末やクラウド環境等を効果的に活用した学習活動を充実させ、情報活用能力の育成に努める。
- ・ 児童生徒の発達段階を考慮し、「教育の情報化に関する手引き-追補版-」における情報活用能力の体系表例等を活用しながら教育課程の編成を図る。

② 各教科等におけるICT活用とプログラミング教育の充実

ア 各教科等におけるICT活用

- ・ 小学校では、児童が情報手段に慣れ親しむとともに、適切に活用しながら学習活動が展開できるよう工夫する。中学校では、生徒が情報手段を活用し、必要な情報を主体的に収集、判断、表現、処理、創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する能力等を育む学習活動の充実に努める。
- ・ 各教科等の特質や学習過程を踏まえ、1人1台端末やクラウド環境等を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる。

イ プログラミング教育の充実

- ・ 小学校プログラミング教育の必修科を含め、小・中学校を通じてプログラミング教育を充実させる。
- ・ 個人情報保護、児童生徒の健全な発達を阻害する不適切な情報、著作権の侵害等に対応した情報モラルの指導の充実に努める（みやぎSNSナビゲーションや情報活用ノート、「1人1台端末時代の『メディアとのつきあい方』ガイドブック」の活用）。

③ 情報教育推進のための校内体制

- ・ 学校CIO及び、情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、その役割を明確するとともに、情報化推進委員会を設置するなど教育の情報化の推進体制を整備する。
- ・ 情報化推進委員会等が中心となって、情報セキュリティの確保等に十分配慮した校内体制を整備する。
- ・ 小学校では、プログラミング教育等に係る授業実践を積み重ねるとともに、校内研修を計画的に実施する。

教育DXの一層の推進に向けて

- ・ 教員は「ICT活用は当たり前」という考え方にシフトチェンジし、ICTの新たな可能性を指導に生かすことが重要である。
- ・ 1人1台端末と組み合わせながら、デジタル教科書やAIドリル等のデジタル教材、アプリ、MEXCBT、WEBコンテンツ等を有機的かつ効果的に活用し、未来の社会を見据え、子供たちの資質・能力を育成する。

★「メディアとのつきあい方ガイドブック」(R6.2県教委)

https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-gak/media_guide.html



(14) 国際理解教育

① ねらいを踏まえた指導計画の作成と実施

- ・ 児童生徒の実態や学校及び地域の実情を踏まえ、「異なる文化を持つ人々を受容し、共生することができる資質・能力」「自国の伝統・文化に根差した自己の確立、自らの考えや意志を発信し、具体的に行動することのできる資質・能力」を身に付けさせるというねらいの下、指導計画を作成する。
- ・ 各教科等との内容との関連を図りながら、国際理解への関心を高めるための体験的な活動を積極的に取り入れた指導計画の作成し、実施する。

② 各教科等における国際理解教育、研修の推進

ア 各教科等における国際理解教育

- ・ 「外国語活動」「外国語」や「国際交流活動」等との関連を図りながら、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心を育成する。
- ・ 外国人児童生徒等や海外派遣の経験を有する教員等を活用し、他国の文化に触れたり、海外の人々と交流を行ったりする機会をつくり、異文化への理解を深める。
- ・ 外国人児童生徒や帰国子女等が、学校生活において自信や誇りをもって自己実現を図ることができるよう配慮する。

イ 研修の推進

- ・ 校内組織及び研究体制を整備し、教師自ら国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる資質・能力を身に付けるよう研修に努める。
- ・ 外国人児童生徒や帰国子女等、日本語指導が必要な児童生徒に対する適切な対応に向けて、文部科学省作成資料等を活用した研修に努める。

(15) 外国人児童生徒等への日本語指導

① 日本語指導を必要とする児童生徒の学びを保障する指導計画の作成と実施

- ・ 外国人児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう、育ってきた文化背景や家族構成、日本語習得状況、生活への適応状況など、一人一人の実態把握に努める。
- ・ J S L (Japanese as a Second Language) カリキュラムの考え方に基づいた個別の指導計画を作成する。

② 多様な状況にある外国人児童生徒等への対応の工夫、日本語指導充実のための研修の推進

ア 多様な状況にある外国人児童生徒等への対応の工夫

- ・ 取り出し指導では、「サバイバル日本語」プログラムや「日本語基礎」プログラムなど個々の実態に応じた日本語指導のプログラムを選択する。
- ・ 加配教員やサポーター、多言語アプリ、1人1台端末の活用等、一人一人の日本語習得状況に応じて指導形態や指導方法を工夫する。
- ・ 短い文や簡単な言葉等を用いた文書を作成するなど、日本語の理解や使用が難しい保護者との意思疎通のための工夫をする。

イ 日本語指導充実のための研修の推進

- ・ 外国人児童生徒等の学校生活を支えるための校内組織を整備するとともに、外国人児童生徒等の適切な対応に向け、文部科学省作成資料等を活用する。

(16) 環境教育

① 課題意識を高める指導計画の作成と実施

- ・ 児童生徒が環境について、重要性と課題等の理解を深め、自ら環境を大切にすることを養い、主体的に環境の保全に配慮した行動が取れるようにする。
- ・ 各教科等の指導計画の作成において、身近な諸問題や SDGs に関連づけた環境教育を位置付けるとともに教科等横断的な学習の充実に努める。

② 体験活動や探究活動を重視した指導の充実、環境教育推進のための研修等の充実

ア 体験活動や探究活動を重視した指導の充実

- ・ 生命や自然に対する感受性や身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを守ろうとする態度を養う指導を推進する。
- ・ 児童生徒の発達の段階に応じて、自然体験をはじめ様々な体験活動や探究活動を通して、自然環境を守り、子孫に引き継いでいく必要があることを意識付ける。

イ 環境教育推進のための研修等の充実

- ・ 環境教育に関する指導内容、指導方法等に関する研修を行い、学校の教育活動全体を通して環境教育に取り組み、学習機会や場を計画的に設定する。
- ・ 家庭や地域社会との相互補完に努めながら、環境教育に関わる機関、団体等と連携協働し、環境教育の充実に努める。

(17) 福祉教育

① ねらいを踏まえた指導計画の作成と実施

- ・ 学校の実態や児童生徒の発達の段階を踏まえ、明確な目標や指導方針を設定するとともに、各教科等との関連を大切に指導計画を作成する。
- ・ 福祉社会の形成者として必要な資質の基礎を養い、「福祉の心、福祉の理解、福祉の実践」の調和を図り、実践しようとする意欲と態度の育成に努める。

② 「共に生きる」福祉の心を育てる指導の充実、校内研修の確立と推進

ア 「共に生きる」福祉の心を育てる指導の充実

- ・ 各教科等の指導において福祉教育との関連を明確にし、学習活動の効果的な展開や教材の工夫、開発に努める。
- ・ 総合的な学習の時間や特別活動との関連を図りながら、社会福祉施設との交流学习やボランティア活動等、体験活動を積極的に推進する。

イ 校内研修の確立と推進

- ・ 全教職員の共通理解のもと、福祉教育のねらいが達成されるよう、校内研修体制を確立し、推進を図る。
- ・ 家庭や地域との連携を図りながら、具体的な体験活動を通して、協力・奉仕する態度や福祉に関する問題を解決する実践力を組織的・継続的に育成する体制づくりに努める。

(18) 人権教育

① 共生の心を育てる人権教育の推進

- ・ 人権尊重の精神を基盤とし、差別や偏見をなくし、異文化や多様性を理解し、互いによりよく生きようとする共生の心を育成する。また、自分で考え正しく判断し、具体的な人権問題を解決しようとする実践的な態度を育成する。
- ・ 人権に配慮した教室環境及び言語環境の整備、望ましい集団づくり、好ましい人間関係づくりなど、一人一人の基本的な人権を大切にしたい学年・学級経営及び生徒指導に努める。

② 人権意識を高めるための指導計画の作成と実施、校内研修体制等の充実

ア 人権意識を高めるための指導計画の作成と実施

- ・ 明確な目標や指導方針を設定した全体計画を作成し、点検・評価に努める。
- ・ 各教科等との関連を図った指導計画を作成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通して、互いの人権や個性を尊重し合い、一人一人を大切にしたい温かい人間関係を育成する指導の充実に努める。

イ 校内研修体制等の充実

- ・ 教職員自らが人権教育の実践者であるという意識を深め、共生の心や実践的な態度を育成するための学習教材の開発や選定、指導方法の研修に努める。
- ・ 家庭・地域及び異校種間、関係諸機関と連携・協力し、多様な学習活動が展開できる体制を整える。

(19) 図書館教育

① 学校図書館の機能の充実、年間指導計画の改善と学校図書館の積極的な利活用

- ・ 読書センター、学習・情報センターとしての機能を果たせるよう、蔵書や資料の整備・充実に努める。
- ・ 図書館教育担当を中心に全教職員の協力体制を確立し、読書好きの児童生徒を増やすとともに、「心の居場所」としての役割を果たせるように努める。
- ・ 教育活動との関連を図り、発達の段階を踏まえた年間指導計画を作成、実施する。
- ・ 学校図書館の積極的な利活用に努め、問題解決的な学習など多様な学習活動を推進する。

② 学校図書館の利用指導と図書指導の充実・強化、地域に開かれた学校図書館づくり

- ・ 自己教育力の育成の観点から、図書館利用の習慣形成を目指し、児童生徒に学校図書館の利活用の仕方を身に付けさせるとともに、進んで学校図書館を利用し、読書に親しもうとする態度の育成に努める。
- ・ 地域のボランティアの導入等、学校と家庭・地域との連携・協力を進め、保護者や地域住民にも開放するなど、地域に開かれた学校図書館づくりに努める。

(20) ふるさと教育・ESD

① ふるさと教育

ア ねらいを踏まえた指導計画の作成と実施

- ・ 志教育との関連を図りながら、学校教育活動全体を通して、郷土愛、自然愛を育むとともに、郷土の発展に寄与しようとする心情と態度を育てる。
- ・ 地域及び幼児や児童生徒の実態、園・学校の教育目標を踏まえて全体計画を作成し、教育活動全体を通じて、相互の関連を図るよう努める。

イ 郷土を愛する心情と態度を育む指導の充実

- ・ 郷土の人々の生活や歴史、先人の業績や伝統を理解させるとともに、郷土の発展に寄与する心情と態度の育成を図る（みやぎの先人集）。
- ・ 郷土の自然を愛し、その保全に努め、住みよい生活環境を築こうとする心情と態度を育成する。
- ・ 郷土の芸能に親しみ、その保護、伝承、発展に努めるとともに、自らも芸術文化を創造しようとする心情と態度を育成する。
- ・ 災害からの復興を目指す郷土をこれからも大切にしていこうとする心情と態度を育成する。

ウ 各園、学校に応じた教育の推進

- ・ 幼稚園では、地域の人々との関わりや地域の自然や文化に親しむ活動を積極的に取り入れ、身近な地域に対する愛着心を育む。
- ・ 小・中学校では、地域の自然や歴史、文化、社会等を教材とした学習活動を進め、地域への興味・関心を高めるとともに理解を深め、地域に対する愛情を育み、発展に寄与しようとする心情と態度を育てる。

② ESDについて

- ・ 児童生徒が「6つの視点（多様性、相互性、有限性、公平性、連携性、責任性）」を軸にして、持続可能な社会づくりに関わる課題を見だし、解決に向けて取り組むことができるようにする。
- ・ 課題解決に必要な「7つの能力・態度（批判的に考える力、未来像を予測して計画を立てる力、多面的・総合的に考える力、コミュニケーションを行う力、他者と協力する力、つながりを尊重する態度、進んで参加する態度）」を身に付けさせる。
- ・ 問題解決的な学習を適切に位置付けるなど、探究的な学習過程を重視し、学習者を中心とした主体的な学びの機会を充実する。
- ・ 知識・理解に留まらず、学びを活かし、様々な問題を「自分の問題」として行動する「実践する力の育成」を目指す。
- ・ ESDの実施を学校経営方針に位置付けた上で、校内組織を整備し学校全体として取り組むとともに、ESDを適切に指導計画に位置付け、地域や大学・企業との連携や児童生徒による発信と学習成果の振り返りを計画的に行う。

(21) 主権者教育

① 主権者教育等（主権者教育、租税教育、消費者教育）、教員の研修機会の充実

- ・ 将来の社会を担う主権者としての必要な基礎的な知識・技能及び態度を段階的・系統的に身に付けられるよう、学習指導要領に基づいた指導を着実に行う。
- ・ 主権者教育等への正しい理解に加え、優れた教材の開発や外部人材の活用を図る。

② 各学校種に応じた主権者教育等の充実

ア 幼稚園

- ・ 人や物との関わりを重視した様々な体験を通して、お使いや買い物に興味を持つこと、身の回りのものを大切にすること、協力することの大切さについて、幼児自らが気づき、考えられるよう指導を工夫する。

イ 小・中学校

- ・ 児童生徒自らが、生活する上で必要な基礎的な知識を身に付け、主体的に社会参画することの意義や価値について理解させるため、各教科等の学習を基に生活上の諸問題を発見・解決したり、諸活動を計画・運営したりする等の指導を工夫する。
- ・ 主権者としての納税の義務について理解させるため、関係機関との連携し、租税教室等を行う。
- ・ 消費者の自立の支援などを含めた消費者の保護や身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害等についての理解を深めるため、副読本の活用や関係機関との連携を図る。

(22) ヘき地教育

① 地域や学校の実態に即した教育活動

- ・ 地域の特性と児童生徒の実態等を踏まえ、学校課題の解決に向けた教育課程の編成と実施に努める。
- ・ 小規模校の特色を生かし、創意ある教育活動を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導を充実させて児童生徒に基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- ・ 交流学习、集合学習、体験学習、合同授業等を目的に応じて計画的に行い、社会性や協調性及び発表力や表現力の育成に努める。

② 少人数指導の工夫と改善、地域との連携

- ・ 学習内容に応じて合同授業、他校との交流活動、T T、教科担任制による指導を行う。
- ・ 複式指導では、「直接指導」「間接指導」を効果的に取り入れるとともに、ICT活用を推進する。
- ・ 地域の教育課題を明らかにし、地域の人々との連携・協調を図りながら、地域に根ざした教育活動の推進に努める。

5 特別支援教育の重点

① 一人一人の教育的ニーズの把握と校内支援体制の充実

- ・ 子供一人一人の障害の状態や特性および心身の発達の段階等を把握し、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされているかということを検討し、3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）で整理する。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心にした校内教育支援委員会を機能させ、支援員を含めた計画的、組織的な校内支援体制の充実を図る。

② 保護者や関係機関との連携

- ・ 保護者に対し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の学校での状況や、取組、変更等を丁寧に、誠意をもって伝える。
- ・ 児童生徒の更なる成長につながる支援について、家庭での様子も参考にしつつ、共に今後の対応を考え、学校と家庭が同じ目標で取り組めるように保護者と連携した支援体制の構築を推進する。
- ・ 教育的ニーズに応じて選択、決定した学びの場は、その後の児童生徒の状態等を十分に把握し、考慮、検討をしながら必要に応じて柔軟に変更が行えることを共通理解して支援や指導を行うようにする。
- ・ 早期からの教育相談、支援の重要性をもとに長期的に一貫した支援を行っていくことを目指し、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら情報を得る他、医療、福祉等の関係機関との連携及び担当者同士の信頼関係を築くことが大切である。

③ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用

【個別の教育支援計画】

- ・ 特別な支援が必要な児童生徒が、幼児期から卒業後までの長期的な視点に立って医療、保健、福祉関係と連携し、一貫した教育支援が受けられるよう計画し作成する。
- ・ 合理的配慮については、本人及び保護者の積極的参画に努め、合意形成のもとで進めていく。

【個別の指導計画】

- ・ 特別な支援が必要な児童生徒の実態を的確に把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた年間指導目標、内容、方法等を具体化した指導計画を作成し、それに基づいた指導を行う。
- ・ 作成に当たっては、校内教育支援委員会で内容の把握や検討を行い、学年や校種間の接続、交流及び共同学習等を踏まえ作成する。
- ・ 学習状況の確認と適切な評価を行い指導の改善に役立てるとともに、次年度の引継ぎに活用する。

④ 交流及び共同学習の充実

- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が関わることは、共生社会の形成に向けてお互いが理解し合う貴重な機会であり、このことを常に意識しながら活動や学習の計画、実践に努める。
- ・ 交流及び共同学習を進めるにあたっては、双方の教育的ニーズに応じたねらいを設定し、計画的、組織的、継続的に実施できるようにする。また、交流及び共同学習の実施が子供間の相互理解の深まりにつながるよう共通理解と協力体制の整備を図る。

⑤ 教員の専門性の向上

- ・ 全教員が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けるために、校内教育支援委員会での共通理解や、特別支援学校等との連携・協力の在り方を工夫する。
- ・ 特別支援教育に関する研修会等を活用し、様々な教育的ニーズに対応する指導や学級経営、教育相談への対応、関係機関との連携等、教員の専門性や実践力の向上に努める。